

平成30年第4回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成30年4月27日)

召集年月日 平成30年4月27日(金)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成30年4月27日 午後3時03分

閉会 平成30年4月27日 午後3時28分

出席農業委員(11名)

1番	早川和夫(会長)	2番	溝口智也	3番	菅原儀左エ門
4番	岡秀夫	5番	山本修	8番	松宮重信(職務代理)
9番	細川正博	10番	木村憲雄	11番	櫻井隆治
12番	松井厚雄	14番	古池洋子		

欠席委員(1名)

6番 神野淳一

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 井関哲也 書記 谷口有利子

提出議案

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移
転許可申請審議について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる農地利用集積計画審議について

報告第4号 農地変換届について

事務局長

皆さんご苦勞様です。

ただ今から、平成30年第4回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、6番神野委員より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、平成30年第4回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、5番 山本委員さんと8番 松宮委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第14号は、〇〇の〇〇氏の農地を同じく〇〇の〇〇氏が取得するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員 はい、議長

細川委員 この申請につきましては、25日に櫻井委員と現地を確認いたしました。

当該農地は、〇〇氏の自宅裏に隣接しており、〇〇氏が畑として利用したいとのことであります。また現状も畑として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定しま

す。

[日程 3]

議長 日程3 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。

この案件はおおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長

議案第15号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて利用権を設定するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

今回の設定は、借受人2名の始期が平成30年5月1日からの3件でございます。

このうち、○○○○○○○○○○○○○○○○は○の○○○○○○○○を受けておりまして、○より、借受けている農地の全てを利用権設定することの指導がありましたことから、今回の申請となっております。これにつきましては、先月の第3回おおい町農業委員会の議案第13号と同じ理由でございます。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員 はい、議長。

細川委員 本件につきましては、25日に事務局より利用権設定の

経緯の報告を受けまして、現地を確認してまいりました。
いずれも問題ない農地であると判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
 それでは、議案第15号につきまして、ご意見、ご質問
 ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございま
 せんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第15号 農
 業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地
 利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意する
 ことといたします。

[日程 4]

議長 日程4 報告第4号 農地変換届について を議題とし
 ます。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第4号は、大飯地域の9筆を畑にする届でございま
 す。
 詳細につきまして書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

松宮委員 〇〇 〇〇氏の申請について、本人や家族が管理できな
 いため、〇〇〇に変更することだが、変更後は誰が管
 理するのか。

事務局長 確認して、次の委員会で報告します。

古池委員 〇〇 〇〇氏の申請について、申請地には現在、農作業
 小屋が建っているが、問題ないか。申請人から小屋は取り

壊すと聞いているが。

次 長 小屋が建てられた時期は不明だが、面積要件等では農地に建設されていることに問題はありません。

議 長 他に、ご意見ご質問ありませんか。

(なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 ・次会開催日報告

議 長 それではこれで、平成30年第4回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。

